

○上士幌町環境基本条例
平成16年12月22日条例第17号
上士幌町環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第26条）

第3章 地球環境保全の推進（第27条・第28条）

第4章 環境住民会議（第29条）

附則

かみしほろに住むわたしたちは、ふれあいとやさしさを大切に、心豊かでいきいきとした人が育ち、誰もが住み続けたい「元気なまち」でありたいと願っています。現在、わたしたちに求められている役割は、生活の基盤である、かみしほろの豊かな自然と恵まれた環境を協働で守り育てていくことです。わたしたちの町は、十勝平野の北部、大雪山国立公園の東山麓に位置し、その総面積の76%が森林で占められています。この東大雪の山々を水源とする音更川は、町の中央部を流れ、緑豊かな森林や大地そして多くの動植物を育み、美しい四季と雄大な自然をもたらしています。この自然の恵みや厳しさを受けて、先人たちは知恵と汗でこの地を切り拓き、農林業、観光業、商工業などの産業を発展させ、現在の生活基盤を創ってきました。わたしたちの生活基盤となる環境は、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っています。しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会は、環境に様々な影響を及ぼし、今や地球規模での環境問題を引き起こす原因となっています。わたしたちは、生態系の中で健康で文化的な生活を営むため、他の動植物と共に、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を持っています。また、この環境が良好で快適なものとして、次世代へ引き継いでいかなければなりません。そのためには、これまでの生活様式や社会経済構造を見直し、循環的な利用を重視した先人の生活の知恵を学びながら、環境への負荷の少ない社会を築いていく必要があります。わたしたちは、この自然と環境が大切な財産であることを認識し、町、事業者及び町民等が協働で、「ふれあいのあるやさしいまちづくり」を進めるために、この環境基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、町、事業者及び町民等の責務を明らかにするとともに、協働により環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び次世代の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民等 町内に居住し、滞在し、若しくは勤務し、または町内を通過する者、並びにそれらのもので構成する民間の団体をいう。

(2) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。

(3) 協働 事業者、町民等及び町が共通の課題や目的に対し、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し合い協力し合って取り組むことをいう。

(4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む）に係る被害が生ずることをいう。

(6) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民等の健康かつ安全で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民等がそれぞれの役割分担の下に協働で自主的かつ積極的に進められなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として取り組まなければならない。

3 環境の保全及び創造は、町民等が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを次世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることを認識し、地域の事業活動及び日常生活において自らの問題としてとらえ、国際的な協力の下に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、事業者及び町民等との協働を図る責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、環境の保全及び創造に配慮するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めるものとする。

(町民等の責務)

第6条 町民等は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 町、事業者及び町民等は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を協働して総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を確保するとともに、森林、水辺、農地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 地域の特性を活かした良好な景観の形成、歴史的な文化遺産の保全等により、潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる環境を確保すること。

(4) 人と自然の豊かなふれあいが保たれること。

(5) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効活用を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を推進すること。

(環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するにあたっては、事業者及び町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずることとする。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、すみやかに公表しなければならない。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(規制等の措置)

第9条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制、指導、助言及びその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第10条 町は、事業者及び町民等が環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に資する措置を助長する必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、事業者及び町民等が自ら環境への負荷の低減に努めるよう、事業者及び町民等に適正かつ公平な負担を求めることができるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備と利用)

第11条 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町、事業者及び町民等は、公園、緑地その他の公共施設等に対し適正な整備を行い、健全に利用するものとする。

(廃棄物の発生の抑制と減量及び資源の循環的利用の推進)

第12条 町は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、町が行う施設等の建設、維持管理、その他の事業の実施にあたっては、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギー等の有効利用に努めるものとする。

2 町、事業者及び町民等は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び町民等による廃棄物の発生の抑制と減量、資源の循環的利用及びエネルギー等の有効利用に努めるものとする。

3 町、事業者及び町民等は、環境への負荷の低減に資する製品等が利用されるよう努めるものとする。

(野生生物の保護管理)

第13条 町、事業者及び町民等は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息環境等を保全するよう努めるものとする。

(森林、緑地及び農地の保全)

第14条 町、事業者及び町民等は、人と自然とが共生できる基盤として緑豊かな環境を形成し維持するため、森林、緑地及び農地の保全、緑化の推進等に努めるものとする。

(水環境の保全)

第15条 町、事業者及び町民等は、河川・湖沼及び地下水等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水環境及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(景観等の保全と活用)

第16条 町、事業者及び町民等は、地域の自然環境と特性を活かした景観等及び歴史的な文化遺産を保全するとともに、その活用に努めるものとする。

(環境美化の促進と意識の高揚)

第17条 町は、環境美化の促進及びその意識の高揚を図るとともに、潤い、安らぎとゆとりのある快適環境を創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者及び町民等は、潤い、安らぎとゆとりのある快適環境の創造に努めるものとする。

(循環型農業の推進)

第18条 町は、環境への負荷の低減と安全で安心な信頼における農産物の生産を図るため、飼料・農薬及び肥料等の適正な使用と生産履歴の記帳等を踏まえた農業が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、農業から生ずる廃棄物が適正に処理され、循環的に利用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進により、事業者及び町民等が環境の保全及び創造について理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進により、事業者及び町民等が環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の場合において、町は、特に児童・生徒の学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第20条 町は、事業者及び町民等が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 町、事業者及び町民等は、協働して環境への負荷の低減を図るために、環境の現況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を収集し、相互に提供し共有できるよう努めるものとする。

(調査研究の実施及び監視等の体制整備)

第22条 町は、環境に関する現況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定及びその実施にあたっては、必要な調査研究の実施及びその成果の活用に努めるものとする。

2 町は、環境の状況を的確に把握するために必要がある場合は、監視、測定等の体制整備を図るものとする。

(事業者との協定等の締結)

第23条 町長は、事業活動に伴う環境保全上の支障を防止するために必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(財政上の措置)

第24条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施策の推進体制の整備)

第25条 町は、町の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 町は、事業者及び町民等と協力して施策を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取り組みを必要とする施策について、国、北海道及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全に資する施策の推進)

第27条 町、事業者及び町民等は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際的協力)

第28条 町は、国、北海道並びに他の地方公共団体、事業者及び町民等と協力し、環境の保全及び創造に関する技術、情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境住民会議

(環境住民会議)

第29条 次に掲げる事項について、事業者及び町民等が主体的に協議する場として、環境住民会議（以下「住民会議」という。）を設置することとする。

(1) 環境基本計画に関すること

(2) 環境の保全及び創造に関する施策を町と事業者及び町民等とが協働により推進するための方策

(3) 環境の保全及び創造に関する事業者及び町民等の活動を効果的に推進するための方策

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する事項

2 町長、事業者及び町民等は、住民会議に対し、情報の提供及びその他の必要な協力を行うものとする。

3 住民会議は、その協議結果を町長に報告するものとする。

4 町長は、住民会議の協議の結果を環境の保全及び創造のための施策に反映させるように努めるものとする。

5 住民会議の組織及び運営等について必要な事項は、この会議で定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。